

銚子市小規模工事等契約希望者募集要項

1 小規模工事等契約希望者登録制度

この制度は、銚子市契約規則に基づく入札参加資格者名簿に登載された方以外の方を、小規模工事等契約希望者として登録する制度です。この登録者へ小規模工事等を発注することにより市内業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

- (1) 「小規模工事等」とは、市が発注する建設工事や修繕のうち、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の金額が130万円以下のものとします。
- (2) 原則として、複数の業者での見積合せにより、最低価格を提示した方と契約することになります。
なお、見積合せに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、必ず発注室等まで連絡（電話可）してください。
- (3) 施工は、銚子市契約規則その他関係法令や規則に基づき、信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (4) 一括下請け（丸投げ）は、禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

2 登録できる方・できない方

【登録できる方】

銚子市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主（建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）

【登録できない方】

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方（成年被後見人、被保佐人、被補助人）又は破産者で復権を得ていない方
- (2) 銚子市建設工事等入札参加資格者名簿（資格者名簿）に登載されている方
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
（例）電気工事、管工事など
- (4) 市税を滞納している方

3 登録申請書の配布

登録申請書は、銚子市のホームページからダウンロードし、作成してください。

(<https://www.city.choshi.chiba.jp/business/page030003.html>)

4 登録申請書の添付書類

登録申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- (1) 市税納税確認承諾書（市税の納税証明書は必要ありません。）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

5 登録申請の受付日時、場所

当初申請の受付日時は、令和5年5月8日（月）から5月22日（月）まで（土・日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。

随時申請の受付は、随時（土・日・祝日を除く。）行っています。時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

受付場所は、銚子市役所3階財政課管財室契約検査班です。申請書類は、内容のわかる方が持参してください。

6 名簿登載日等

	申請期間	名簿登載(予定)日	有効期間
当初	令和5年5月8日から同月22日	令和5年6月1日	令和7年5月31日まで
随時	毎月23日から22日までの1か月	翌月1日	

7 名簿の活用

小規模工事等契約希望者登録名簿は、市が発注する1件の金額が130万円以下の小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のため、財政課管財室においても閲覧に供します。ただし、この名簿に登載された場合でも、工事等の請負を約束するものではありません。

8 登録事項の変更

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があったときや事業を廃止したときには、小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届を遅滞なく提出してください。

9 登録の取り消し

次のいずれかに該当することとなったとき、名簿への登録は取り消しとなります。

- (1) 2の【登録できない方】に該当することとなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 廃業した場合
- (4) 受注に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

10 契約締結

契約締結後（発注後）の辞退はできませんので、ご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接的かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

11 請負代金の支払い

施工完了後の検査に合格したとき（手直しがあつた場合は、手直し完了後の検査に合格したとき）は、請求に基づき請負代金の支払いを行います。

支払いは、適法な請求を受けた日から工事の場合は40日以内、修繕の場合は30日以内に指定口座に振り込みます。

前払金や部分払金はありません。

登録希望業種一覧表

業 種	例 示
土木工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の工事
建築工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
とび・土工	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事等
電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事等
板金工事	板金加工取付工事等
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事等
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事シート防水工事等
内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
建具工事	サッシ取付工事、シャッター取付工事、金属製・木製建具取付工事等
屋根工事	屋根ふき工事
解体工事	建築物解体工事